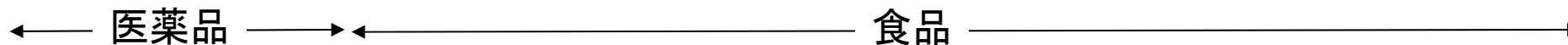



# 「健康食品」について

「健康食品」の法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指していると考えられる。



医薬品 (医薬部外品を含む。)	保健機能食品		一般の食品  いわゆる健康食品
	<b>特定保健用食品</b>  (表示の例)「おなかの調子を整える」「血圧が高めの方に」   (厚生労働大臣の個別許可)	<b>栄養機能食品</b>  (表示の例)「カルシウムは歯や骨の形成に必要な栄養素です。」  (規格基準に基づく自己認証)	

特定保健用食品には通常のもの他、以下の類型がある

- ・ 規格基準型：科学的根拠が蓄積されており、規格基準を定め審議会の個別審査なく許可するもの
- ・ 疾病リスク低減表示：関与成分の疾病リスク低減効果が医学的栄養学的に確立されているもの
- ・ 条件付き特定保健用食品：通常の特定保健用食品に届かないものの、一定の有効性が確認されているもの

## 特定保健用食品

- 特定保健用食品は、身体の生理学的機能や生物学的活動に影響を与える保健機能成分を含み、食生活において特定の保健の目的で摂取をするものに対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品。
- 食品を特定保健用食品として販売するには、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する国の審査を受け許可(承認)を得なければならない。



### 特定保健用食品の適用範囲

特定保健用食品は、食生活等が原因となって起こる生活習慣病等に“罹患する前の”もしくは“境界線上の人”を対象とし、それらの食生活を改善して、健康の維持増進に寄与する食品。

## 栄養機能食品

- 栄養機能食品は、身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分（ミネラル、ビタミン等）の補給・補完を目的としたもの。
- 高齢化や食生活の乱れ等により、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂取できない場合等に、栄養成分の補給・補完の目的で摂取する食品。

### 取扱い

- ① 厚生労働大臣に対する個別の許可申請や届出等を行う必要がない自己認証制度。
- ② 厚生労働大臣の定める基準には、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養機能表示分量の上限値・下限値を示した規格基準と、表示できる機能の内容及び栄養成分を摂取する上での注意事項内容を定めた表示基準がある。栄養機能食品として製造販売するにはこれらの基準に適合する必要がある。
- ③ 栄養機能食品として栄養成分の機能を表示できる食品は、現在のところ、ビタミン類12種類とミネラル類5種類である。